尾北民商ニュース
2025年
2月17日号
TEL 0587-54-0524
FAX 0587-54-1390

今年の集団申告は３月１３日(木)です！

民商は５０年以上に渡って、３・１３重税反対全国統一行動を行なってきました。闘い続けてきたからこそ今も私たちは納税者の権利に守られています。

今年も３月１３日（木）に集団申告と重税反対の全国統一行動を行います。当日９時に江南市民文化会館から貸し切りバスが出発します。

集会は９：４５から小牧駅東口広場で始まります　所得税の申告・納付期限は３月１７日（月）、消費税の申告・納付期限は３月３１日（月）です。この日を過ぎると無申告扱いになり、高額な無申告加算税や延滞税を支払うことになる可能性があります。

早めに申告相談会に参加し、３月１３日は自らの手で小牧税務署に確定申告書を提出しましょう。

収受印の廃止！　申告書用紙の不送付！　納税者を軽視する税務署の姿勢を許すな！　３・１３に多数の参加を！

国税庁・税務署が強引に電子申告へ移行させようとする中で、書面申告者は結果的に不利益を与えられています。申告書用紙の郵送数を減らし、ついてこれない納税者は振り落とさんばかりに見えます。このままでは望まずして無申告になってしまう人も出てきかねません。

加えて今年から収受日付印が押されなくなったことで、税務署内部で提出書類が紛失した場合に納税者が一方的に無申告者とされる危険が生まれました。

この運用は国税庁・税務署だけで、他省庁・自治体では収受日付印は健在です。この制度変更は電子申告の推進によって、より多数を迅速に詳細に調査する体制を作るためのものです。私たちの申告の権利、プライバシーの権利が侵害されています。

国税庁は現行の税制度の不公平性を見ずに、納税者対応の縮小と税務調査の機械化・効率化で徴収の強化を続けています。こんな時だからこそ、これから行われる３・１３の参加人数は業者のこれからに大きく影響します。

今年は過去にに参加経験のある人も行ったことの無い人も来てください。今までにない数を集め、全国の一斉行動で政治を動かしましょう。

倉敷民商弾圧事件を許さない！　署名･募金など皆さんの支援をお願いします！

１月２１日に金山駅前で行なわれた愛商連の倉敷民商弾圧事件抗議宣伝活動に参加しました。

事件について道行く人たちにかわるがわるマイクで呼びかけ、チラシを入れた宣伝用ポケットティッシュを配って署名を呼びかけました。

倉敷民商弾圧事件について

2013年５月、倉敷民商の会員だったＩ建設の申告の期ずれ（期末の月などの仕事を、入金時期から次年の売上に誤算入してしまうなど）を問題として、広島国税局が倉敷民商事務所と事務局員の家を家宅捜査し、翌１４年に事務局員３人を起訴しました。

申告の期ずれは、税務調査で調査官が最初に調べるくらいに世間一般の申告で起こっており、通常ならば修正申告で終了します。本来、査察や起訴の対象ではありません。また税法には税務調査権は「犯罪捜査のために認められたものと解してはならない」と記されています。

この事件は、１７年間５％だった消費税を８％に増税する前年に起きています。政府・徴税側から見て厄介な納税者組織の増税反対運動を一罰百戒で下火にしたかったのでは。そう邪推できてしまう状況です。

近年の公判では、当時の国税庁調査官の口から「国税庁としては禰屋さんはあくまで参考人であり起訴は検察の主導」との証言まで行われ、起訴自体の不当性は明らかです。

違法手続きによる有罪という１審判決は破棄されましたが、高裁は無罪判決を出さず地裁に差し戻しました（2018年１月）。以降の検察は立証計画を出せず、６年以上も裁判は進んでいません。禰屋さんは不当逮捕後４２８日も身柄を拘束され、もう１１年を被疑者・被告人という不安定な立場で過ごしています。